

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530004

研究課題名(和文) 唐代を中心とする中国裁判制度の基礎的研究

研究課題名(英文) Basic Study on the Pre-modern Chinese Judicial System, mainly in Tang Dynasty

研究代表者

中村 正人 (NAKAMURA, Masato)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：60237427

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、滋賀秀三氏による唐律疏議現代語訳の試みを継承し、唐断獄律の現代語訳を作成するとともに、そこから得られた唐代裁判制度に関する知見を各研究分担者が専門とする時代の裁判制度と比較検討することを通じて、唐代裁判制度の再検討を試みるものである。4年間に及ぶ研究活動の結果、断獄律全34条の翻訳を完了し公表するとともに、断獄律16条の立法趣旨や断獄律20条に見える「比附」の性格など、唐代裁判制度をめぐるいくつかの重要な問題を明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)：This research aims to translate "Tanglue-shuyi" or "Tang penal code and commentary" into Japanese, which was originally the work Professor Shuzo Shiga set about, and to study Tang judicial system through comparing it with judicial systems in other dynasties which research members are majoring in. As the result of our research, we have accomplished the translation of whole articles in Duanyu-lue, and have cleared some important points concerning judicial systems in Tang dynasty, such as the legislative purpose of Duanyu-lue section 16, and the meaning of Bifu in Duanyu-lue section 20.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：中国法史 唐律 裁判制度

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 唐律は、唐王朝が制定した全 12 篇約 500 条から成る法典(内容的には刑法典)であり、唐王朝の法体系全体の根幹を成す基本法典であるが、ただ独り唐王朝の法典というのみならず、唐代以前の法典編纂活動の集大成として成立し、また唐代以降の法典のひな形となったという意味で、前近代中国法を代表する法典であり、その影響は同時代の東アジア諸国は勿論のこと、一部は現代の日本法にも及ぶなど、極めて広範な影響力を有する重要な法典でもある。

(2) このように唐律は、時代を問わず前近代中国の法制度を研究する者全般にとっての基礎史料の一つであるのは勿論のこと、古代日本や朝鮮の法制度研究者、さらには比較法文化史や現代刑法学を学ぶ者にとっても重要な史料であると言える。こうした唐律の史料としての重要性に鑑み、1979 年から 1996 年にかけて、唐律(正確には『唐律』とその官撰註釈書である『律疏』を後の時代に合本した『唐律疏議』)の訳註書が刊行され(律令研究会編『訳註日本律令五～八(唐律疏議訳註篇一～四)』)、現在に至るまで多くの研究者によって利用されている。この唐律訳註書には、研究代表者の中村(第 12 篇断獄律担当)および研究分担者の川村(第 10 篇雜律担当)も分担執筆しているが、ただ同書は、重要な語句に対して詳細な注解が施されていることや、条文の概要についての解説がなされていること等、注釈書としては優れたものであると言えるけれども、翻訳書として考えた場合、現代語訳ではなくいわゆる漢文読み下しのスタイルを採用しているため、日頃漢文に慣れ親しんでいない者にとっては必ずしも読みやすいものとは言えず、それ故上述の如く唐律に対して予想される広範なニーズに十分応えられる形にはなっていないという問題が見られる。

(3) もっとも、唐律の現代語訳の試みは、上記訳註書の刊行に先立つ 1958 年より、故・滋賀秀三氏によって開始されていた(滋賀秀三「訳註唐律疏議(1)」(国家学会雑誌 72 巻 10 号))が、この事業は諸般の事情により唐律最初の篇目である名例律の途中で中断されてしまい、その後は上記の訳註書がその事業を継承するものとして出版され、また滋賀氏個人も先年逝去されたため、この現代語訳の試みが再開される可能性は現時点ではほぼゼロとなってしまった。

(4) 一方唐代の裁判制度については、1960 年に奥村郁三氏の手による唐代の裁判手続きに関するまとまった研究(奥村郁三「唐代裁判手続法」(法制史研究 10 号))が公表されて以降、個別の条文に関する研究を除いては、この分野の研究は現在に至るまであまり活発には行われてこなかったと言える。その意

味で唐代裁判制度研究は、その重要性とは裏腹に一種の空白地帯の様相を呈している。

### 2. 研究の目的

(1) 上記のような状況の下、滋賀氏によって開始された唐律現代語訳の試みを継承し、かつ近年あまり注目されることのなかった唐代裁判制度の分野において、訴訟における種々の違反行為の処罰を規定した断獄律および訴訟手続きを定めた唐獄官令の精査、並びに他の時代の同種の規定との比較研究を通じて再検討を試みようとするのが本研究課題の意図するところである。

(2) 本研究においては、広範な研究分野での需要が見込まれる唐律断獄律の現代日本語訳の作成を最優先の課題とする。なお、翻訳の作成に際しては、前記『訳註日本律令(唐律疏議訳註篇)』の存在を前提とし、基本的な条文解説については同書の記述に委ね、また語句の注釈についても、同書の記述の不十分な点・修正を要する点に限る等、同書との重複は最小限に止め、可能な限り日本語訳のみで内容が理解できるように訳語の工夫を試みる。

(3) 断獄律の日本語訳と同時に、本研究課題に参加している各研究者がそれぞれ専門としている時代(古代・中世・近世の各時代を専門としている研究者が集まっている)の訴訟手続きに関する規定と、唐律の断獄律の規定を逐条ごとに比較研究することによって、唐代の裁判制度の特徴をより一層明確にするとともに、奥村氏の研究以来ほとんど顧みられることのなかった唐代裁判手続きに関連する問題に再検討を加える。

### 3. 研究の方法

(1) 4 年間の研究期間の内、最初の 3 年間は断獄律の翻訳作業を進める。翻訳は研究会開催ごとに 3 条程度ずつを取り上げ、研究代表者が当該条文の日本語訳および注釈の原案を作成し、他の 3 名を交えて訳語の当否や各人の専門とする時代の規定・制度との比較検討を行っていく。

(2) 最終年度においては、各人がこれまでに唐代と各時代の裁判制度について比較検討してきた成果のまとめを報告し、研究会の場での討論を通じて唐代裁判制度の特徴や問題点についての総括を行う。

### 4. 研究成果

(1) 4 年間の研究期間中に 14 回開催された研究会活動を通じて、唐断獄律(全 34 条)の現代語訳を完成させた。同翻訳は、『金沢法学』(55 巻 1 号および 57 巻 1 号(予定))に掲載されるとともに、科研費報告書(『唐代を中心とする中国裁判制度の基礎的研究』(平成 22 年度～平成 25 年度科学研究費補助

金(基盤研究(C)一般)研究成果報告書(2014年3月発行))の形で公表されている。ただ、当初の計画では、現代語訳に際しては原語の使用を最小限に止め、できる限り訳語のみで内容が理解できるように工夫することを目指していたが、実際に作業を進めるにつれてその達成が困難であることが判明したため、作成された現代語訳では、原語をそのまま使用した上で、それに注釈を付すスタイルを多く採用せざるを得なかった。

(2) 上述の報告書には、断獄律の現代語訳とは別に、附論として3本の論文を収録した。石岡浩「秦漢時代の公卒・士伍・庶人を検討する視座 周制の影響と唐代官賤民の先蹤」は、秦漢時代の史料に頻出する「庶人」という語が、単なる「一般庶民」の意味ではなく、特殊な被差別身分であるとした椎名一雄氏の見解をさらに深め、「庶人」とはいかなる性質と機能を持った標識であったのかを考察したものである。本稿では、周代においては一般の民を一律に「庶人」としていたのを、秦代にそれが軍役を負い、それゆえに軍功を挙げて身分上昇の機会を与えられている「卒」と、軍役を負わないがゆえに身分上昇の機会が得られない「庶人」とに二分され、そのことにより「庶人」が常に差別を受ける身分へと変化したことを明らかにしている。

(3) 川村康「律疏比附笥記 断獄律 20 条の比附は特殊か」は、「法に明文のない事犯について、性質の類似する他の条項を量刑の尺度として借用する操作」である比附に関して、断獄律 20 条の条文中に見られる「比附」という文言が、こうした比附の一般的な定義には当てはまらない特殊な意味で使われているとする従来の通説に疑問を呈したものである。本稿では、律疏中に現れる比附の用法を再検討した結果、従来の通説的な比附の定義では不十分であるとし、「比附とは、ある事実に対して既存の規定が予定する(処罰不能を含む)効果を、その事実と近似性をもつ別の事案に関する既存の規定を応用して、より適当なものに改める技法である」と再定義した上で、この定義にしたがえば、断獄律 20 条の比附は決して特殊というわけではないことを明らかにしている。

(4) 七野敏光「唐断獄律『断罪引律令』条とその周辺」は、日本の現行刑事訴訟法 335 条 1 項と同趣旨の規定として、前近代中国法における罪刑法定主義との絡みで従来紹介されてきた断獄律 16 条(「断罪引律令」条)の本来の意義について論じたものである。本稿では、断獄律 16 条は、従来の研究において言われてきたような、罪刑法定主義を担保するような性質の規定ではなく、単に上級官庁による覆審(原審に誤りのないことを確認するための審査手続)において、適用条文検索

の便宜を図るために設けられた規定に過ぎないことを明らかにしている。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 11 件)

石岡 浩、公卒・士伍・庶人 秦代軍功爵制度下の差別標識 (上)、アジア文化研究所研究年報(東洋大学)、査読無、48号、2014、15-27、

[https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=6553&item\\_no=1&attribute\\_id=22&file\\_no=1](https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=6553&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1)

川村 康、中国律令法の変容、歴史評論、査読無、759号、2013、5-17

川村 康、笹倉秀夫氏の「比附」理解をめぐって、東洋法制史研究会通信、査読無、24号、2013、16-18、

[http://www.terada.law.kyoto-u.ac.jp/tohoken/24\\_kwmr.htm](http://www.terada.law.kyoto-u.ac.jp/tohoken/24_kwmr.htm)

中村 正人、清代初期における過失殺事例の紹介と若干の検討、金沢法学、査読無、55巻2号、2013、121-153、

<http://hdl.handle.net/2297/34420>

中村 正人、『唐律疏議』断獄律現代語訳稿(上)、金沢法学、査読無、55巻1号、2012、81-108、

<http://hdl.handle.net/2297/32154>

石岡 浩、秦の連坐制と「与盗同法」「与同罪」 秦法がとくに牽制する犯罪、アジア文化研究所研究年報(東洋大学)、査読無、47号、2012、1-20、

<http://id.nii.ac.jp/1060/00004417/>

石岡 浩、秦漢代の徒隸と司寇、史学雑誌、査読有、121編1号、2012、1-39、

石岡 浩、秦の冗隸妾と更隸妾 生活形態からみた労役刑徒、法史学研究会会報、査読有、16号、2012、6-27

石岡 浩、曹植と丁儀 漢魏交代期における謀反の痕跡、アジア文化研究所研究年報(東洋大学)、査読無、46号、2012年、1-19

川村 康、宋令変容考、法と政治(関西学院大学法政学会)、査読無、62巻1号下、2011、1-115、

<http://hdl.handle.net/10236/7686>

石岡 浩、北宋景祐刊『漢書』覆刻本の概観 形態的問題点、アジア文化研究所年報(東洋大学)、査読無、45号、2011、1-15

〔学会発表〕(計 5 件)

川村 康、律疏比附閑話：唐宋比附研究の課題、第32回東洋法制史研究会、2013年8月21日、南知多温泉郷・花乃丸

中村 正人、清代初期における過失殺事例の紹介と若干の検討、法制史学会東京部

会例会、2012年12月15日、法政大学ポ  
アソナードタワー

川村 康、宋勅の構造：唐律と慶元勅の  
比較を通じて、法制史学会第63回総会、  
2011年6月5日、立命館大学

川村 康、開元と慶元の間 宋令の変  
容の実証的検討をめざして、第415  
回法制史学会近畿部会例会、2010年10月  
18日、京都大学

石岡 浩、曹植と丁儀 三国志の謀反  
人の系譜、東洋大学アジア文化研究所  
第3回研究例会、2010年10月16日、東  
洋大学白山校舎

東洋大学・アジア文化研究所・客員研究員  
研究者番号：60576693

(3)連携研究者  
なし

(4)研究協力者  
七野 敏光(SHICHINO, Toshimitsu)  
同志社大学・法学部・非常勤講師

〔図書〕(計 2件)

中村 正人、石岡 浩、川村 康、七野  
敏光、自費出版、唐代を中心とする中国裁  
判制度の基礎的研究(平成22年度~平成  
25年度科学研究費補助金(基盤研究(C)  
一般)研究成果報告書)、2014、116

石岡 浩、川村 康、七野 敏光、中村  
正人、法律文化社、史料からみる中国法史、  
2012、240

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

中村 正人(NAKAMURA, Masato)  
金沢大学・法学系・教授  
研究者番号：60237427

### (2)研究分担者

川村 康(KAWAMURA, Yasushi)  
関西学院大学・法学部・教授  
研究者番号：00195158

石岡 浩(ISHIOKA, Hiroshi)